

過度な負担が生じないような 教科書の発行、採択上の留意点

令和 8 年 8 月 1 8 日 (火)
文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

これまで、教科書の制作・採択における発行者・採択権者の負担に関し、以下のような意見や懸念が示されているところ（中教審WGを含む）、指針の検討に当たり、どのようなことに留意すべきか。

1. 発行の対象となる教科書の形態の種類

＜全ての形態の教科書を制作する必要はないこと＞

- 教科書の形態として、①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの**3種類が考えられるが、教科書発行者はそれら全てを制作する必要はないということを明確に示して欲しい。**（教科書協会）

＜教科特性に応じた教科書の発行点数や発行形態の目安＞

- ①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類の教科書について、どれを幾つ作るか全て発行者次第となると、**採択されるなら作らざるを得ないという過当競争が激化**することは必至で、それによるコスト増から発行が維持できなくなることが懸念されるだけでなく、**採択権者の負担増も心配**される。こうした課題を解消するため、後述の意向調査を踏まえ、例えば、**教科特性や学年に応じ1種類につき1～2つの推奨する形態について国が目安として示す**等、何らかの方向性を示していただけるとありがたい。（教科書協会）
- **紙・デジタル・ハイブリット教科書**、二次元バーコード先のコンテンツなど、**教科書採択に係る調査研究及び採択事務等が複雑化・増大化することが予想される**ことから、採択に係る調査研究及び採択事務等の負担が軽減されるよう、その期間を十分に確保することや事務手続きの簡略化を図ること。（全国都道府県教育委員会連合会）



教科書発行者・採択権者双方の負担増に鑑みると、国として**同じ内容を3つの形態で制作することを求める意図はなく**、教科書発行者において紙・デジタルそれぞれが効果的な学習場面などを踏まえ、**適切な形態で教科書制作が行われることを想定。**

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

2. 採択に係る調査研究における対象範囲の明確化

＜採択に要する負担軽減への配慮＞

- 適切かつ円滑に、学校現場における教科書選定及び教育委員会における教科書採択を実施するため、二次元バーコード先のコンテンツについて、調査研究の対象となる範囲を明確に示すとともに、対象外の内容等が採択に影響を与えないようにするための方策を十分に検討すること。（全国都道府県教育委員会連合会）

➡ 新たな制度では、教科書に掲載される二次元コード先のコンテンツも教科書として検定の対象となり、その内容は必要なものに精選されることとなるが、教科書採択の際も、調査研究の対象は「教科書」に限定し、「教科書以外の教材」が採択に影響を与えないよう、現行の教科書の二次元コードのように教科書以外の教材を一体として提供することは認めない仕組みとすることが必要ではないか。

3. 教科書のデジタル部分の全体像の把握

- 教科書採択において、デジタル教科書の全体像を把握するのが困難であり、教科書採択事務の負担が増大する懸念がある。
（全国市町村教育委員会連合会）
- 現行の紙の調査に加え、デジタルコンテンツまで含めた網羅的な調査を行うことは困難である。したがって、デジタルコンテンツまで採択の範囲内に含めるのであれば、各教科書会社にデジタルコンテンツに係る統一の基礎情報をまとめた資料を基に採択権者が判断する形が妥当であると考える。
（指定都市教育委員会協議会）
- 教科書を採択する際に、紙とデジタルの両方の調査に加えて、紙とデジタルの関連づけ方についても詳細に調査する必要があり、教科書採択には多くの時間と労力が求められる。スムーズな採択を実現するため、提供すべき情報の内容などをより具体的に検討する必要がある。
（全国都市教育長協議会）

➡ ・教科書の一部となる動画や音声などのデジタル部分については、教科書発行者の責任の下で作成・管理し、学習指導要領に基づき必要なものに限定するなど、一定の枠組みの中で認めることを検定審で検討中。
・デジタルな形態を含む教科書の全体像を把握し、効率的な調査研究・採択を行えるようにするため、教科書のデジタル機能・デジタルコンテンツの情報を一覽的に採択権者に対して提供することが必要ではないか。 3

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

4. 採択における調査研究等の効率化・簡略化

- デジタルな形態を含む教科書の採択に当たって、格納された全てのデジタルコンテンツを調査するためには、相当な時間と労力がかかる。都道府県教育委員会における調査研究の対象範囲を含め、国として方向性を示すべき。（委員意見）

＜採択に要する負担軽減への配慮＞

- 紙・デジタル・ハイブリット教科書、二次元バーコード先のコンテンツなど、教科書採択に係る調査研究及び採択事務等が複雑化・増大化することが予想されることから、採択に係る調査研究及び採択事務等の負担が軽減されるよう、その期間を十分に確保することや事務手続きの簡略化を図ること。（再掲）（全国都道府県教育委員会連合会）

- 
- ・教科書の一部となる動画や音声などのデジタル部分については、教科書発行者の責任の下で作成・管理し、学習指導要領に基づき必要なものに限定するなど、一定の枠組みの中で認めることを検定審で検討中。
 - ・教科書無償措置法第10条では、都道府県教育委員会は、教科書の研究を実施し、市町村教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが規定されている。
 - ・共同採択地区でなくても、市町村教育委員会が共同で調査研究を行うことにより採択事務の負担軽減を図っている事例がある。国においてそうした好事例を収集し、横展開を促すこととしてはどうか。都道府県教育委員会においても共同で調査研究することが考えられるか。
 - ・都道府県教育委員会が行う調査研究に加え、市町村教育委員会が更に時間を使って多くの調査研究を必ずしも行わなくていい場合もあるのではないか。そうした考え方を示すことは考えられるか。

(参考) 国会における議論について

- 採択事務の負担軽減については、国会における法案審議でもお答えしているところ。

Q 各教育委員会等における採択事務の負担軽減についてどのように取り組むのか。

【初等中等教育局長】

文部科学省においては、児童生徒の発達段階や教科特性等を踏まえ、デジタルの活用が期待される学習場面等を示した大臣指針を策定することとしており、この大臣指針は、教科書の採択に当たっての市町村教育委員会の判断の参考にもしていただけるものであると考えている。

また、制度改正後の新たな教科書については、教科書の紙面上に付いている二次元コード先も限定したもののみ認めていく方針であり、このことも、教育委員会や学校が採択を行う場合の調査研究の負担軽減にも資すると考えている。

その上で、教科書の無償措置法の第10条において、都道府県は、教科書の研究を実施し、市町村の教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが法律上規定されている。市町村教育委員会が改めて、都道府県が行った調査研究に加えて、更に時間を使って多くの調査研究を必ずしもやらなくていい場合もあると考えている。

文部科学省としては、市町村の教育委員会等の採択権者が教科書採択を円滑に行うことができるよう、今回の改正の機会を捉えて都道府県に指導助言をしていく。